

# 異動の際は忘れずに 国民健康保険

卒業、入学、就職、転勤と異動の多い季節になりました。この春、卒業、入学、そして新しく社会人になる方は、期待

に胸をふくらませ、新しい環境に向けて準備を進めていることでしょうか。そこで忘れてならないのが保

険証の確認です。左の表のような異動が生じたときは、十四日以内に町民生活課で手続きをしてください。国民健康保険について不明な点などがありましたら、町民生活課国民健康保険係(☎三八五二二一一 内線一二二)へ問い合わせてください。



## 交通事故にあったら 届け出を

交通事故などで第三者から傷害を受けて医療機関にかかった場合でも、国保の保険証を使って診療を受けることができます。その場合、国保は加入者の医療費を一時的に立て替え、後に加害者に費用を請求することになります。

保険証を使って診療を受けるときは、町民生活課に届け出をしてください。

- 注意
- ①加害者から治療費を受け取って、国民健康保険は使えません。
  - ②「第三者行為による傷病届」を提出してください。(用紙は役場にあり)
  - ③印鑑・交通事故証明書が必要

## 転入・転出手続きは お早めに

毎年三月・四月は入学、就職、転勤などで転入・転出の多い月です。転入・転出の届出は大切な手続きですので、早めに行ってください。

なお、いずれの場合も、印鑑を忘れずに持参してください。

〈転入届〉  
横越町に引越してきてから十四日以内に届出を。

前の住所地の市町村で発行した転出証明書、年金手帳(加入者のみ)を持参を。

〈転出届〉  
横越町外に住所を移す時は届出を。

国民健康保険証(加入者のみ)を持参を。

横越町内で住所を変更した時は、十四日以内に届出を。

〈転居届〉  
死亡、転出、転居などで世帯主の変更が生じた時は、十四日以内に届出を。

詳しくは、町民生活課まで。

## 届け出は14日以内をお願いします。

### ◇届け出が必要な事項

	こんなときには届出を	持参するもの
国保に入るとき	他市町村から転入してきたとき	印かん、転出証明書
	他の健康保険をやめたとき	印かん、健保の離脱証明書
	生活保護をうけなくなったとき	印かん、保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	子どもが生まれたとき	印かん、保険証、母子健康手帳
	他市町村へ転出したとき	印かん、保険証
	他の健康保険に加入したとき	印かん、国保と健保の保険証
その他のとき	生活保護をうけるとき	印かん、保険証、保護開始決定通知書
	死亡したとき	印かん、保険証、死亡を説明するもの
	退職者医療制度に該当したとき	印かん、保険証、年金証書
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	印かん、保険証
	保険証をなくしたとき、よごれて使えなくなったとき	印かん、使えなくなった保険証、身分を証明するもの
	修学のため子どもが他市区町村に住むとき	印かん、保険証、在学証明書
	修学を終えたとき	印かん、保険証、③保険証
出かせぎなどで別個の保険証がほしいとき	印かん、保険証	

## 国民年金の保険料が変わります

国民年金の保険料は平成十年四月分から一三、三〇〇円に改定されます。付加保険料は今までと同額の四〇〇円です。

国民年金は、被保険者が老齢になったとき、万一の事故や病気で障害の状態になったとき、亡くなったときに、本人や遺族に生活の支えとして支給される大切なものです。



## 臨時福祉特別給付金が支給されます

平成十年分所得税等の特別減税に関連し、老齢福祉年金の受給者等および高齢の低所得者の生活の安定と福祉の向上、低所得の在宅ねたきり老人等に対する在宅介護の支援を目的に、臨時福祉特別給付金が支給されることになりました。

該当者には申請書を三月上旬に送付します。支給を受けようとする方は、三月二十五日までに申請書の提出が必要となりますのでご注意ください。

なお、次の金額は支給対象者一人あたりの支給額です。

そこで、保険料と年金額のバランスや生活水準などを考慮し、年金制度が健全に運営できるように、保険料は段階的に改定されています。

▼問い合わせ 新潟東社会保険事務所 ☎283-1010 または役場町民生活課 年金係

- ①臨時福祉給付金 一万円
  - ②臨時介護福祉金 三万円
  - ③臨時特別給付金 一万円
- ※申請書が送付されなかった方でも、各家庭に配布されるパンフレットをお読みになって、該当すると思われる方はお申し出ください。
- ▼問い合わせ 新津保健所 地域保健課 ☎02501221517
- 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について  
特別弔慰金の請求締切が平成十年三月三十一日となっております。対象者等は次のとおりです。
- ▼対象者 戦没者等の死亡当時  
の三親等内の遺族

### ご存じですか? 栄養表示 基準制度

今まで食品の栄養表示や「高」「控えめ」等の強調表示は基準のないままでしたが、その基準が制度化されました。食品製造業者で、現在これらの表示をしている、又はこれからする場合、4月1日以降基準を守ってください。違反した業者は、規定に基づいて名前を公表することがあります。

消費者の皆さんは栄養表示を利用して、健康づくりに役立ててください。

なお、栄養表示基準制度の導入で、食品の表示が下表のようになります。

▼問い合わせ 町民生活課 社会福祉係

例1) 義務表示項目の例 (従来)	(制度導入後)
クリームサンドビスケット 1枚でイチゴ10個分のビタミンC/ イチゴ味	クリームサンドビスケット 1枚でイチゴ10個分のビタミンC/ イチゴ味 (1枚(○○g)当たり) エネルギー...54kcal 糖質...6.5g たんぱく質...0.4g ナトリウム...56mg 脂質...2.9g ビタミンC...120mg
例2) 強調表示基準の例 (絶対表示) (従来)	(制度導入後)
○×ドリンク ノンカロリー	○×ドリンク 低カロリー (100ml当たり) エネルギー...16kcal 糖質...4.0g たんぱく質...0 ナトリウム...16mg 脂質...0 内容量 1 缶250ml
例3) 強調表示の例 (相対表示) (従来)	(制度導入後)
コーヒー飲料△△ <低糖>	コーヒー飲料△△ <45%低糖> (100g当たり) エネルギー...21kcal 糖質...4.4g たんぱく質...0.5g ナトリウム...6mg 脂質...0.3g 糖類...3.4g ××コーヒーに比べて糖類45%カット 内容量 1 缶190g

●エネルギーの「無」の基準は100ml当たり5kcal未満  
●エネルギーの「低」の基準は100ml当たり20kcal以下(飲料の場合)

参考 [絶対表示として、糖類の「低」の基準は100ml当たり2.5g以下(飲料の場合)]

### 新郵便番号案内サービス ご利用ください

2月2日からの新郵便番号の実施に伴い、フリーダイヤルによる新郵便番号案内サービスを実施していますのでご利用ください。

▶案内日時 月曜日～土曜日  
午前9時～午後5時  
ばんごう7(け)たここに  
☎0120-857552

なお、横越町内の郵便番号は以下のとおりです。

駒 込	950-0201
藤 山	950-0202
小杉・十二前	950-0203
横 越	950-0204
沢海・焼山	950-0205
木 津	950-0206
二本木	950-0207
役 場	950-0292